

# 鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施要領

## 第1 趣旨

本事業は、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律242号）により設立された鳥取県内の漁業協同組合。以下「事業主体」という。）が沖合底びき網漁船を取得し、老朽化の著しい沖合底びき網漁船の代船取得又は新規取得を計画している意欲ある漁業者に貸し付ける場合、その経費の一部を支援することにより、本県の基幹漁業である沖合底びき網漁業の持続的発展を図ることを目的とする。

## 第2 事業の概要

- 1 事業主体は、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第4条の規定による改善計画（以下「改善計画」という。）の認定を受けた沖合底びき網漁船の代船建造を計画している漁業者又は沖合底びき網漁業への新規着業希望者（以下「借受者」という。）に対し、改善計画に必要な漁船（以下「リース漁船」という。）を貸し付ける。
- 2 リース漁船の取得に必要な経費を市町村（以下「間接補助事業者」という。）が補助する場合、県は別に定める要綱に基づき間接補助事業者に補助する。

## 第3 事業認定までの手続き

- 1 事業主体からリース漁船を借受けようとする借受者は、改善計画に基づき、鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業助成申込書（様式第1号）により事業主体に申し込むものとする。
- 2 1の規定による申込みを受けた事業主体は、鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施計画認定申請書（様式第2号）によりリース漁船の根拠地となる市町村の長（以下「市町村長」という。）に申請するものとする。
- 3 2の規定による申請を受けた市町村長は、内容を審査し、適当と認めたときは鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施計画認定申請書（様式第3号）により鳥取県知事（以下「知事」という。）に申請するものとする。
- 4 3の規定による申請を受けた知事は、内容を審査し、適当と認めたときはこれを認定することとし、鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施計画認定通知書（様式第4号）により、市町村長に通知するものとする。
- 5 4の規定による通知を受けた市町村長は、鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施計画認定通知書（様式第5号）により事業主体に通知するものとする。

## 第4 認定後の手続

- 1 第3の5の規定による通知を受けた事業主体は、鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施計画認定通知書（様式第6号）により借受者に通知するとともに、事業（貸付契約締結後、リース漁船の建造・購入等（建造・購入等の契約締結を含む。))に着手するものとする。
- 2 事業主体は、借受者との間で、次の表に掲げる事項を定めた契約を締結するものとする。

項目	内容
貸付期間	リース漁船の貸付期間は、原則として9年以上20年以内とし、リース漁船取得に係る融資の償還期間を参考として、事業主体と借受者が協議して定める期間とする。
貸付期間終了後の貸付対象漁船の取扱い	貸付期間終了時のリース漁船の取扱いについては、事業主体及び借受者の協議により貸付契約に定めておくこととする。
途中解約の禁止	借受者は、原則として、貸付期間中の貸付契約の解約はできないものとする。ただしやむを得ず貸付期間中に貸付契約を解約する場合の取扱いについては、事業者及び借受者の協議により、貸付契約に定めておくこととする。
リース漁船の維持管理	1. 借受者は、善良なる管理者の注意をもってリース漁船を維持管理し、使用するものとする。

	<p>2. リース漁船の維持管理及び使用のために必要な経費は、借受者が負担するものとする。</p> <p>3. 借受者は、リース漁船をこの事業の目的に反して使用し、転貸し、名目のいかんにかかわらず担保に供し、又は譲渡してはならない。</p>
貸付料の基準	<p>1. 貸付料は、基本貸付料、附加貸付料（金融経費含む）等、消費税等の合計額を基本として構成するものとし、事業主体は可能な限り、低廉な貸付料の設定を行うよう努めるものとする。</p> <p>2. 基本貸付料は、リース漁船の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。）とし、借受者への請求額は本事業によるリース漁船の取得に要する経費の助成額を控除して得た額とする。</p> <p>3. 附加貸付料等は事業主体の事務手数料等必要と認められる費用とする。</p> <p>4. 消費税等は消費税及び地方消費税とする。</p>

3 事業主体は、借受者とリース契約を締結したときは、鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業に係るリース契約の締結について（様式第7号）により速やかに市町村長に対し報告するものとする。

4 3の規定による報告を受けた市町村長は、鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業に係るリース契約の締結について（様式第8号）により知事に報告するものとする。

#### 第5 認定の取消し

知事は本事業の趣旨及び認定申請書の内容と実態と著しく異なっていると認めた場合にあっては、認定を取り消すことができるものとする。

#### 第6 その他

その他事業の実施に必要な事項に関しては知事が別に定めるものとする。

#### 附 則

本要領は、平成29年10月4日から施行する。

様式第1号

平成 年 月 日

鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業助成申込書

(事業主体) 様

借受者 住所  
氏名

下記漁船のリースを受けたいので鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施要領(平成29年9月〇〇日付第〇〇〇〇〇〇号鳥取県農林水産部長通知)第3の1の規定により申し込みます。

記

- リース物件  
製 トン型沖合底びき網漁船 隻
- リース期間  
平成 年 月から 平成 年 月まで
- 使用する漁業許可番号

以上

鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施計画認定申請書

〇〇市町村長 氏 名 様

(事業主体) 住 所  
氏 名

下記漁船のリースに関し、鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施要領（平成29年9月〇〇日付第〇〇〇〇〇〇号鳥取県農林水産部長通知）第3の2の規定により申請します。

記

1 リース漁船取得計画の概要

(1) リース漁船の概要

ア 新船・中古船の別 新船・中古船

イ 仕様 製 トン型沖合底びき網漁船

ウ 予定建造費（中古船の場合は購入費及び修繕費） 千円

(2) 取得計画

建造許可（予定）年月日	
建造造船所名及び所在地（中古船においては購入先及び修繕等をおこなう造船所）	
建造予定期間（中古船においては修繕等をおこなう期間）	平成 年 月から 平成 年 月まで

2 借受者等

法人名、代表者氏名及び住所	
仕様する漁業許可番号	
リース開始予定日及びリース期間終了予定日	リース開始予定日 平成 年 月 リース終了予定日 平成 年 月
漁業経営改善計画認定番号及び認定年月日	

3 その他（添付書類）

リース漁船の仕様書及び見積もり書

リース契約書（案）

（注）申請書は、正副2部提出すること。

様式第3号

平成 年 月 日

鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施計画認定申請書

鳥取県知事 氏 名 様

〇〇市町村長 氏 名

別添漁船のリースに関し、鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施要領（平成29年9月〇〇日付第〇〇〇〇〇〇号鳥取県農林水産部長通知）第3の3の規定により審査したところ適当と認められるので、同項の規定により申請します。

（注）申請にあたっては、鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施計画認定申請書（様式第2号）の副本を添付すること。

様式第4号

平成 年 月 日

鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施計画認定通知書

〇〇市町村長 氏 名 様

鳥取県知事 氏 名

平成 年 月 日付（番号）で申請のあった漁船リース事業実施計画認定申請書について、審査したところ適当と認めましたので鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施要領（平成29年9月〇〇日付第〇〇〇〇〇〇号鳥取県農林水産部長通知）第3の4の規定により通知します。

様式第5号

平成 年 月 日

鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施計画認定通知書

（事業主体） 様

〇〇市町村長 氏 名

平成 年 月 日付（番号）で申請のあった漁船リース事業実施計画認定申請書について、審査したところ適当と認めましたので鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施要領（平成29年9月〇〇日付第〇〇〇〇〇〇号鳥取県農林水産部長通知）第3の5の規定により通知します。

様式第6号

平成 年 月 日

鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施計画認定通知書

(借受者) 様

(事業主体) 住 所  
氏 名

平成 年 月 日付で申込みのあったことについて、別添写しのとおり認定されたので鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施要領(平成29年7月〇〇日付第〇〇〇〇〇〇号鳥取県農林水産部長通知)第4の1の規定により通知します。

(注) 鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施計画認定通知書(様式第5号)の写しを添付すること。

様式第7号

平成 年 月 日

〇〇市町村長 氏 名 様

(事業主体) 住 所  
氏 名

鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業に係るリース契約の締結について(報告)

このことについて、別添写しのとおりリース契約を締結したので鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施要領(平成29年9月〇〇日付第〇〇〇〇〇〇号鳥取県農林水産部長通知)第4の3の規定により報告します。

様式第8号

平成 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

〇〇市町村長 氏 名

鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業に係るリース契約の締結について(報告)

このことについて、別添写しのとおりリース契約が締結されたので鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施要領(平成29年9月〇〇日付第〇〇〇〇〇〇号鳥取県農林水産部長通知)第4の4の規定により報告します。